〔道路メンテナンス年報〕

山形の道路メンテナンス概要



２０２５年１２月

山形県道路メンテナンス会議

まえがき

山形県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は、約 17,000ｋｍにおよび、その中には約 9,500 の橋梁、約 160 のトンネル、約 600 の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2025 年 3 月末時点では約 3,700 橋で、全体の 41%であり、20 年後には 79%の約 7,200 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2023 年度までの 10 年間（1 巡目及び 2 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。2024 年度からは 3 巡目がスタートしておりますが、引き続き、計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「山形県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術や点検支援技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「山形の道路メンテナンス概要」は、山形県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

山形県道路メンテナンス会議　会長
（山形河川国道事務所長）　岡本　直剛

目　　次

１ 道路構造物の現状.....1
（１）道路構造物の管理者.....1
（２）道路構造物の急速な老朽化.....1
２ 山形の道路メンテナンス概要について.....2
（１）概要.....2
（２）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について.....2
３ 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果.....3
（１）３巡目（2024 年度）の点検結果（全道路管理者）.....3
（２）３巡目（2024 年度）の点検結果（管理者別）.....5
（３）判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の５年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況.....11
（４）過年度点検（2014～2024 年度）判定区分ごとの施設数と割合.....14
（５）過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（全道路管理者）.....17
（６）過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（管理者別）.....18
４ 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況.....20
（１）２巡目点検（2019～2023 年度）施設における修繕等措置の実施状況.....20
（２）３巡目点検（2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況.....24
（３）過年度点検（2014～2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況.....27
（４）判定区分Ⅳの施設の措置状況.....30
（５）修繕等措置の取り組み事例.....31
５ 道路メンテナンス会議の取り組み.....37

表紙写真：国道１１２号　大暮橋（おおぐればし）

１　道路構造物の現状

（１）道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約 6 割を市町村で管理しています。

表１－１　道路管理者別の道路構造物等内訳

管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	553	959	49	272	28	132	35	77
高速道路会社	226	339	40	172	14	124	0	34
県	3,091	2,516	57	132	28	33	22	49
市町村	13,106	5,710	18	18	6	7	2	3
合計	16,976	9,524	164	594	76	296	59	163

※2025 年 3 月末時点
※道路延長は「道路統計年報 2024」より集計

（２）道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

特に施設数の多い橋梁でみると、建設後 50 年を経過した橋梁は、現在 41%であり、10 年後には 64%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。

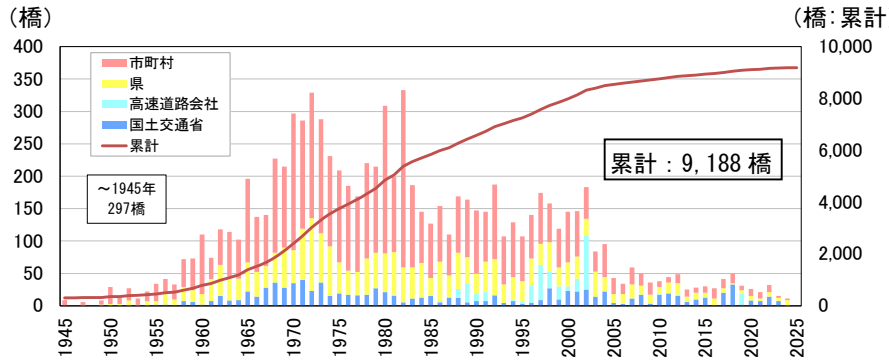
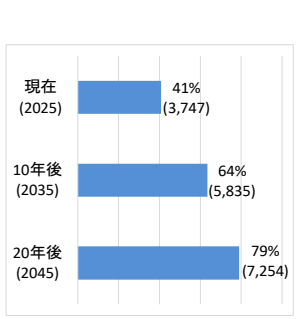


図１－１　建設年代別施設数（橋梁）



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約 340 橋ある。
（出典）道路局調べ（2025. 3 末時点）

図１－２　建設後 50 年を経過した施設の割合（橋梁）

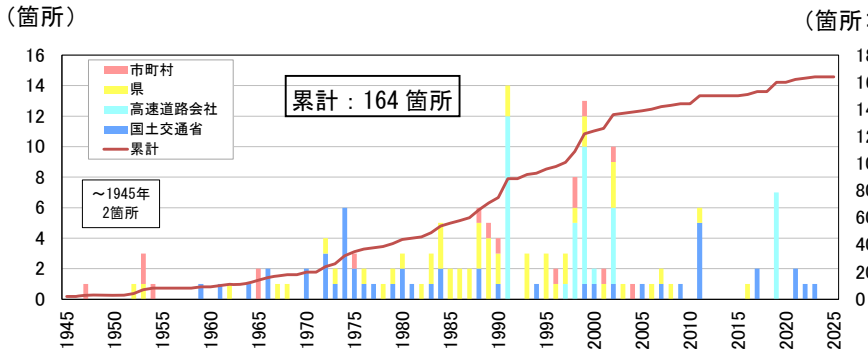
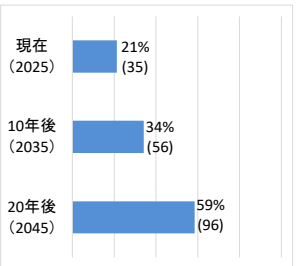


図１－３　建設年代別施設数（トンネル）



（出典）道路局調べ（2025. 3 末時点）

図１－４　建設後 50 年を経過した施設の割合（トンネル）

２　山形の道路メンテナンス概要について

（１）概要

○山形県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「山形の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。

○橋梁・トンネル・道路附属物等※1については、2014～2018 年度における 1 巡目点検（以降、1 巡目点検）、2019～2023 年度における 2 巡目点検（以降、2 巡目点検）が完了し、2024 年度より 3 巡目の点検に着手しています。

○今回は、下記についてとりまとめました。

➢3 巡目（2024 年度）及び過年度（2014～2024 年度）の点検結果※2

➢3 巡目点検（2024 年度）、2 巡目点検（2019～2023 年度）、過年度の点検（2014～2024 年度）における修繕等措置状況

○この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。

※1　道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
※2　複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
※※　本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

（２）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013 年の道路法改正等を受け、2014 年 7 月より 5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の 4 段階に区分します。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



写真２－１　橋梁点検状況



写真２－２　トンネル点検状況

３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

（１）３巡目（2024 年度）の点検結果（全道路管理者）

３巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、橋梁 18%、トンネル 15%、道路附属物等 16%です。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 41%、Ⅱ 51%、Ⅲ 8%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 71%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 47%、Ⅱ 47%、Ⅲ 6%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。（次頁以降も同様）

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者）

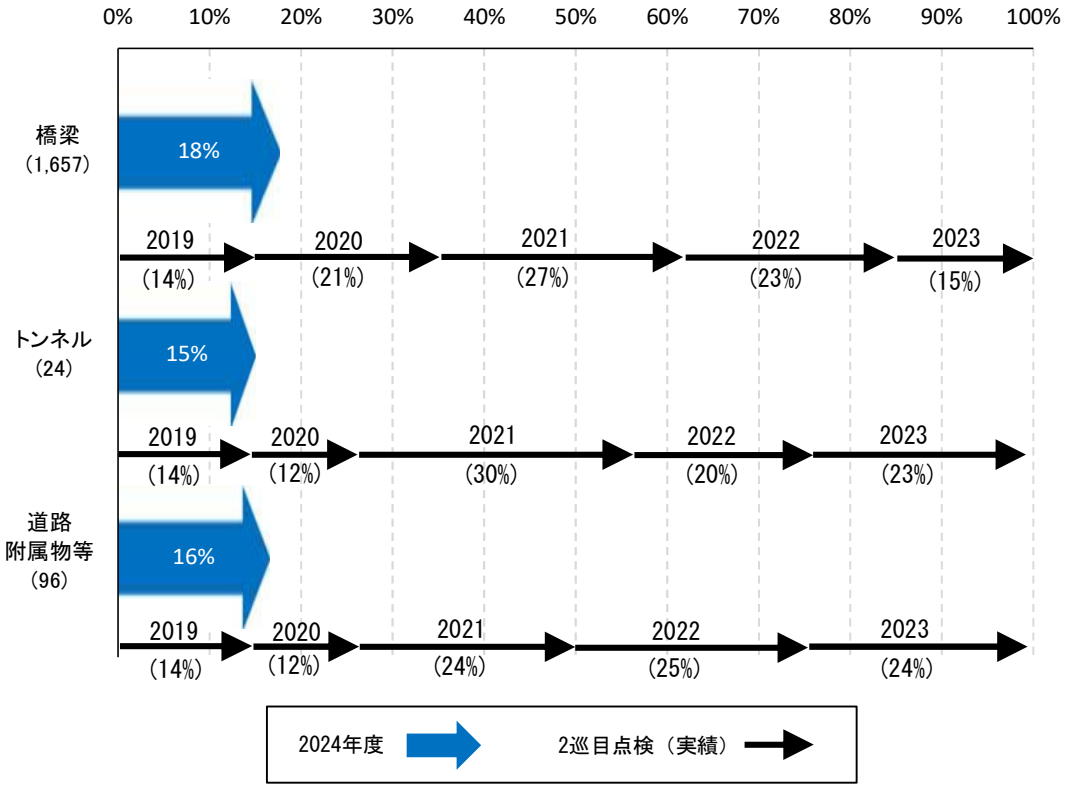


図３－１　３巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－１　３巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者）

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	9,524	9,419	1,657	17.59%　(13.97%)
トンネル	164	160	24	15.00%　(13.73%)
道路附属物等	594	582	96	16.49%　(14.47%)

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

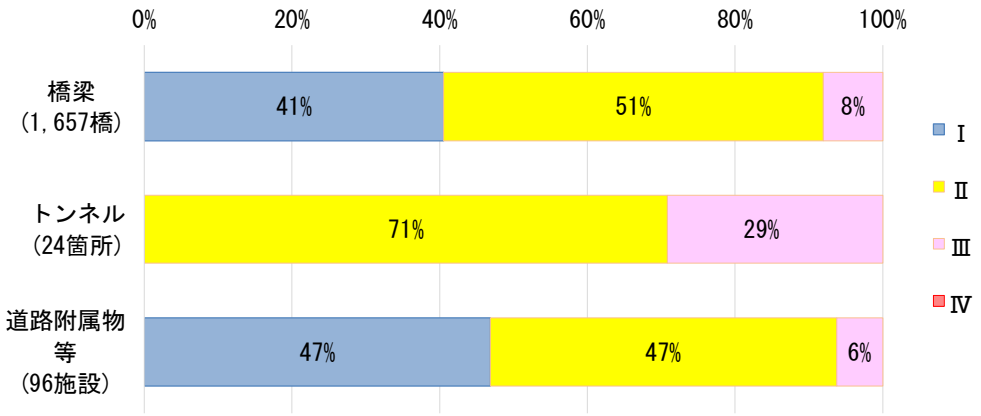


図３－２　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－２　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	1,657	672	852	133	0
		41%	51%	8%	0%
トンネル	24	0	17	7	0
		0%	71%	29%	0%
道路附属物等	96	45	45	6	0
		47%	47%	6%	0%

2025.3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

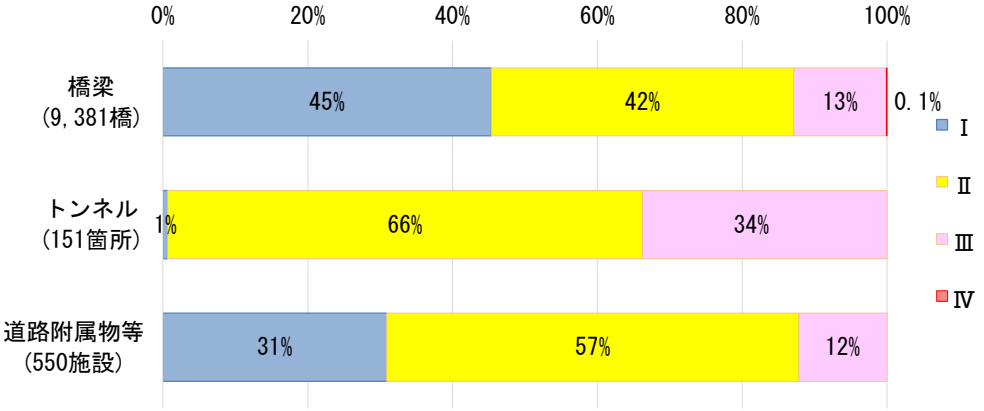


図３－３　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、２巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（２）３巡目（2024 年度）の点検結果（管理者別）

①橋梁

橋梁の 3 巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 23%、高速道路会社 20%、県 17%、市町村 17%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 41%、Ⅱ 51%、Ⅲ 8%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

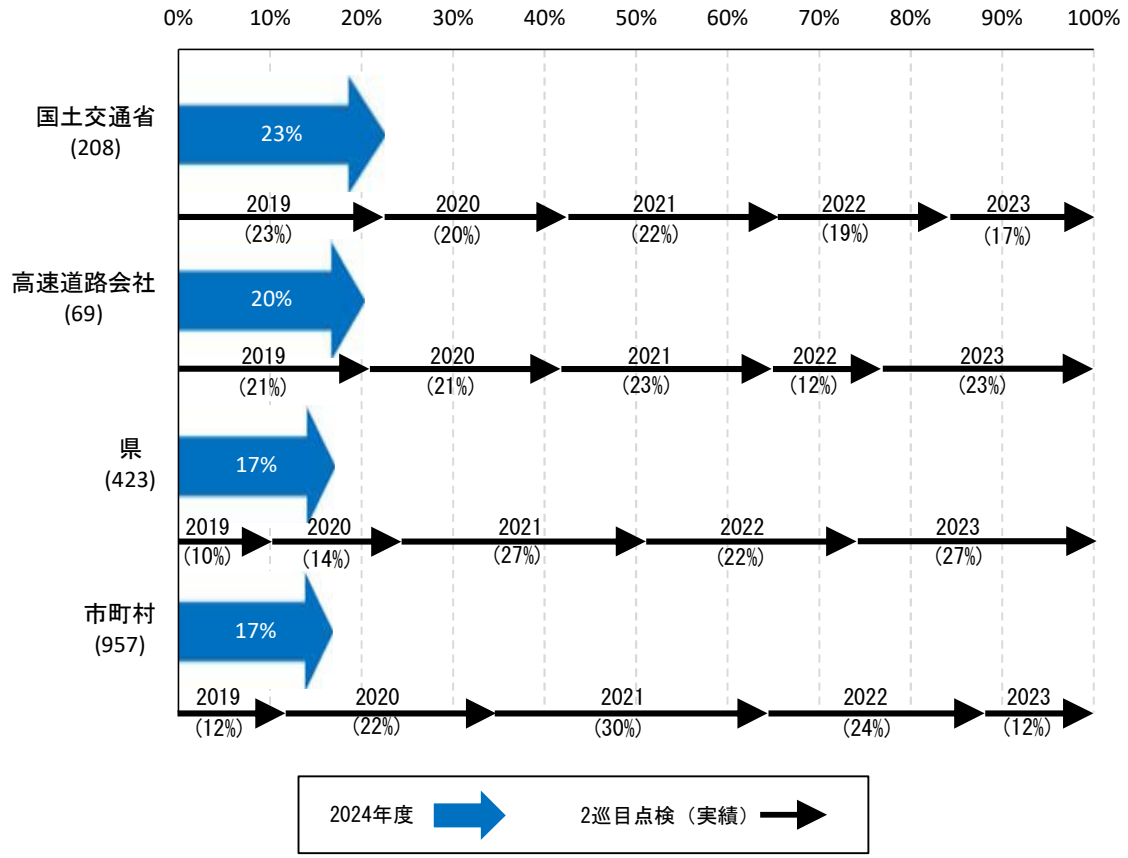


図３－４　３巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－３　３巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	959	923	208	22.54%（22.86%）
高速道路会社	339	339	69	20.35%（21.18%）
県	2,516	2,484	423	17.03%（14.21%）
市町村	5,710	5,673	957	16.87%（12.01%）
合計	9,524	9,419	1,657	17.59%（13.97%）

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

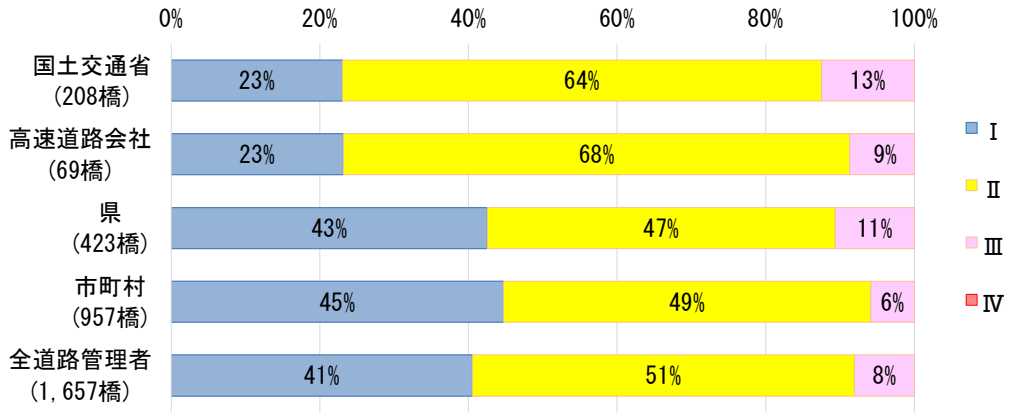


図３－５　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－４　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	208	48	134	26	0
		23%	64%	13%	0%
高速道路会社	69	16	47	6	0
		23%	68%	9%	0%
県	423	180	198	45	0
		43%	47%	11%	0%
市町村	957	428	473	56	0
		45%	49%	6%	0%
合計	1,657	672	852	133	0
		41%	51%	8%	0%

2025.3 末時点

【参考】２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（橋梁）

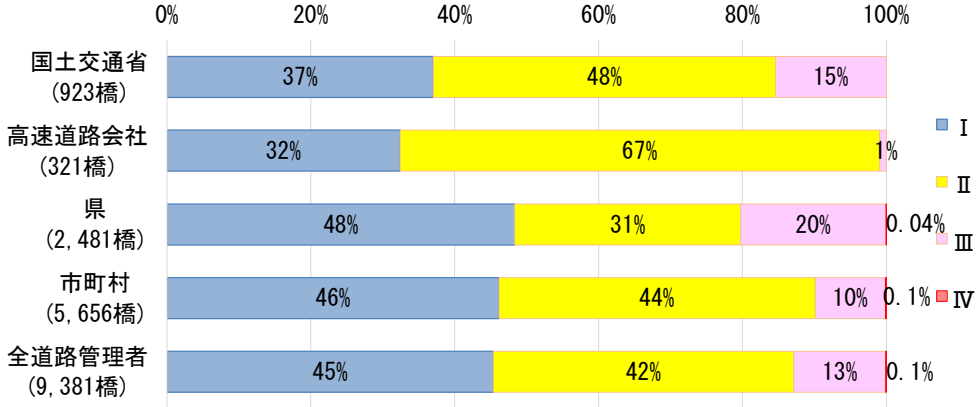


図３－６　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2024 年３月時点での集計値
※（）内は、２巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの 3 巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 24%、高速道路会社 25%、県 0%、市町村 17%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 0%、Ⅱ 71%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0%です。

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

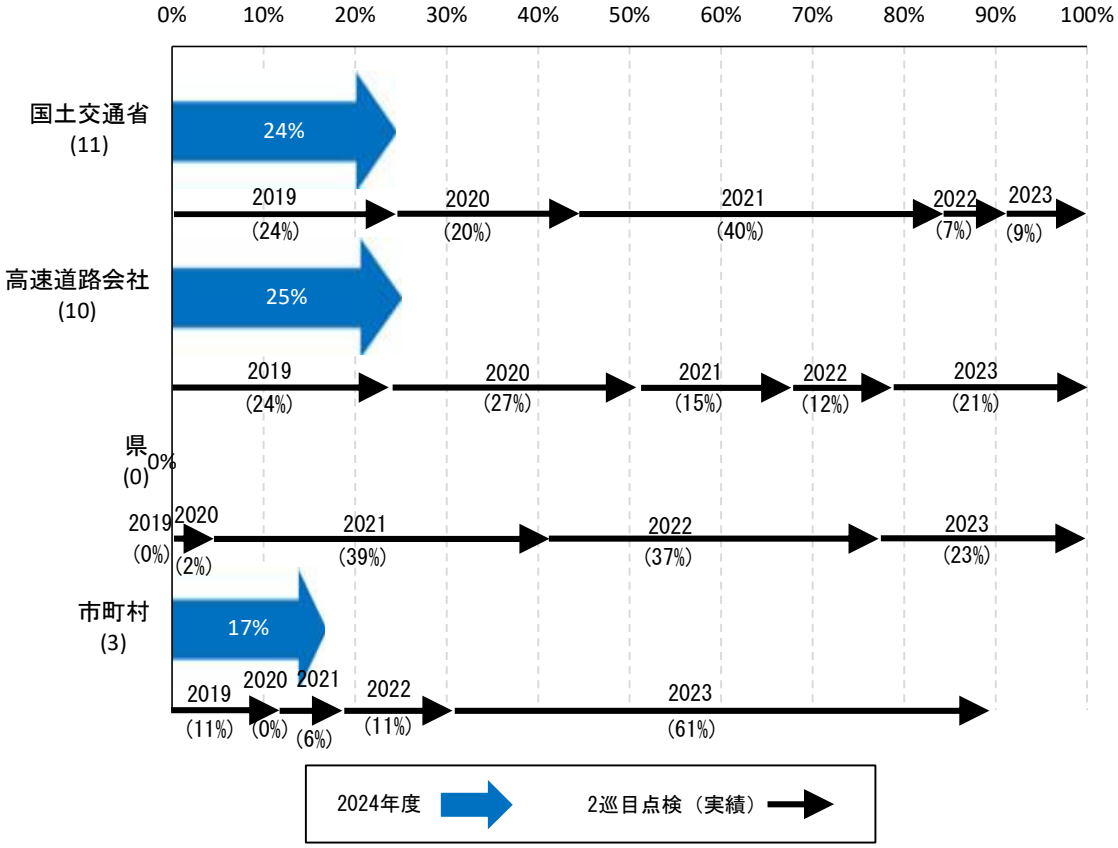


図３－７　３巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－５　３巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	49	45	11	24.44%（24.44%）
高速道路会社	40	40	10	25.00%（24.24%）
県	57	57	0	0.00%（ 0.00%）
市町村	18	18	3	16.67%（11.11%）
合計	164	160	24	15.00%（13.73%）

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

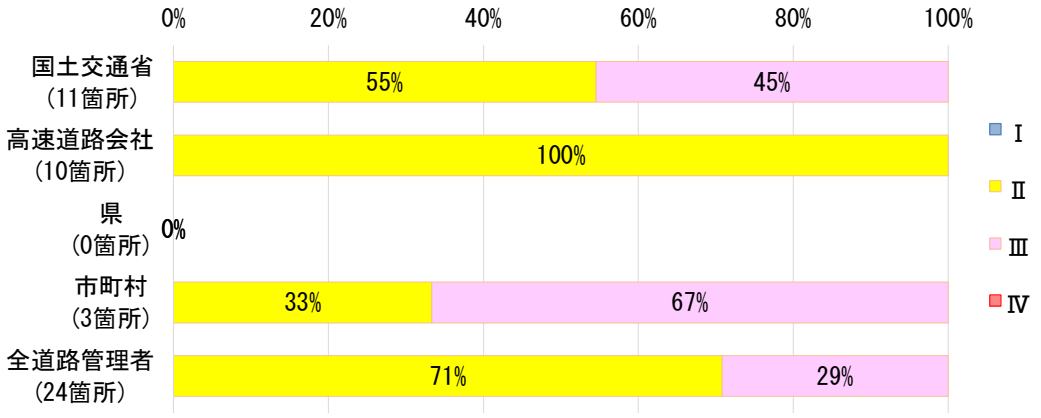


図３－８　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－６　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	11	0	6	5	0
		0%	55%	45%	0%
高速道路会社	10	0	10	0	0
		0%	100%	0%	0%
県	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%
市町村	3	0	1	2	0
		0%	33%	67%	0%
合計	24	0	17	7	0
		0%	71%	29%	0%

2025. 3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（トンネル）

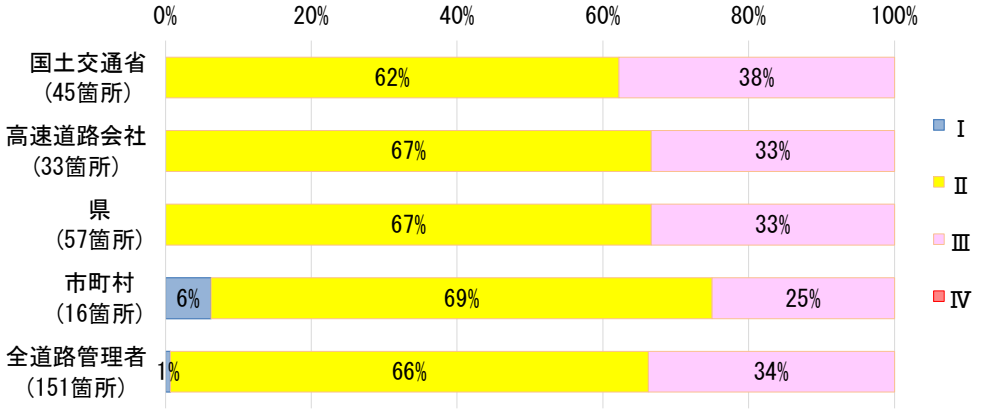


図３－９　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、2 巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の 3 巡目（2024 年度）の点検実施率は、国土交通省 14%、高速道路会社 30%、県 3%、市町村 28%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 47%、Ⅲ 6%、Ⅳ 0%です。

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

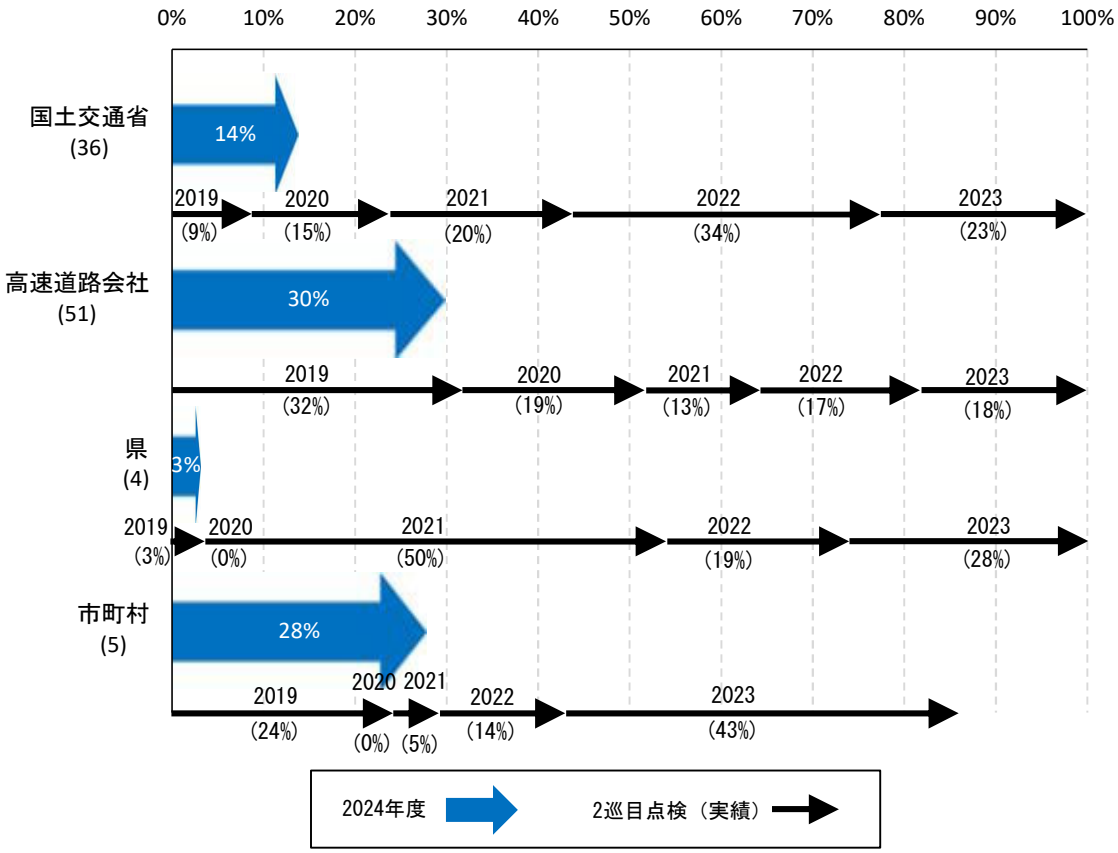


図３－１０　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－７　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	272	261	36	13.79%（ 8.54%）
高速道路会社	172	171	51	29.82%（32.47%）
県	132	132	4	3.03%（ 3.03%）
市町村	18	18	5	27.78%（23.81%）
合計	594	582	96	16.49%（14.47%）

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

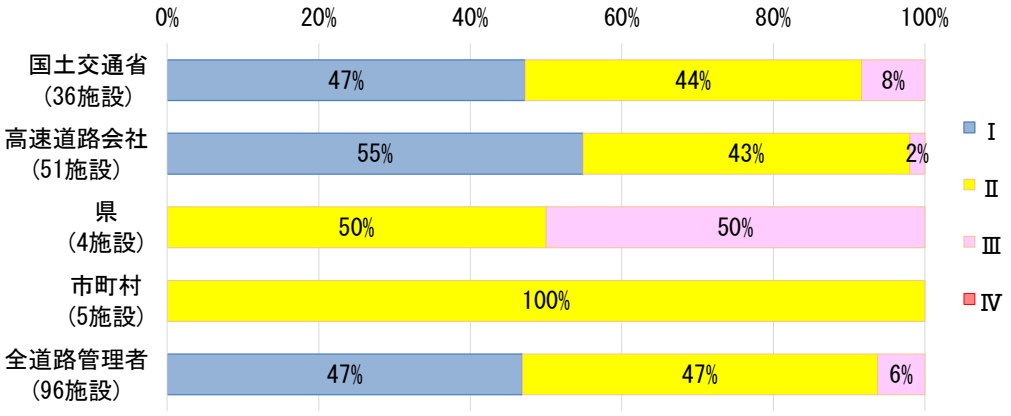


図３－１１　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－８　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	36	17	16	3	0
		47%	44%	8%	0%
高速道路会社	51	28	22	1	0
		55%	43%	2%	0%
県	4	0	2	2	0
		0%	50%	50%	0%
市町村	5	0	5	0	0
		0%	100%	0%	0%
合計	96	45	45	6	0
		47%	47%	6%	0%

2025. 3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

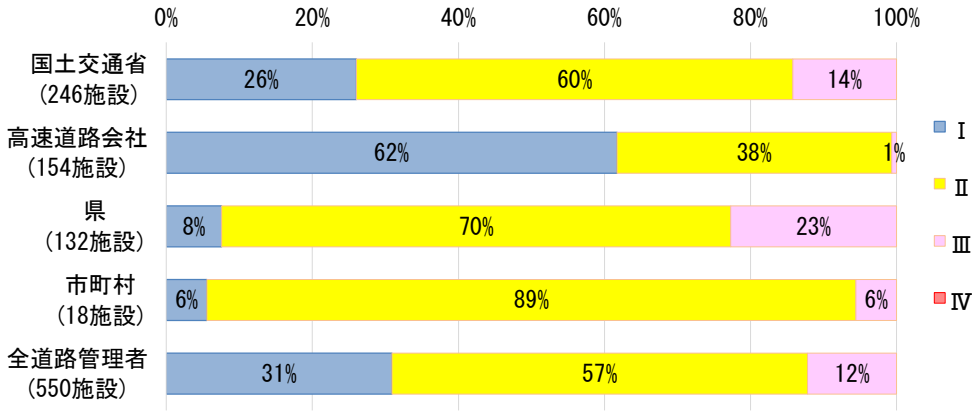


図３－１２　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、2 巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（３） 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の５年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

①橋梁

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 9%です。

建設後 11 年以上となる橋梁は建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

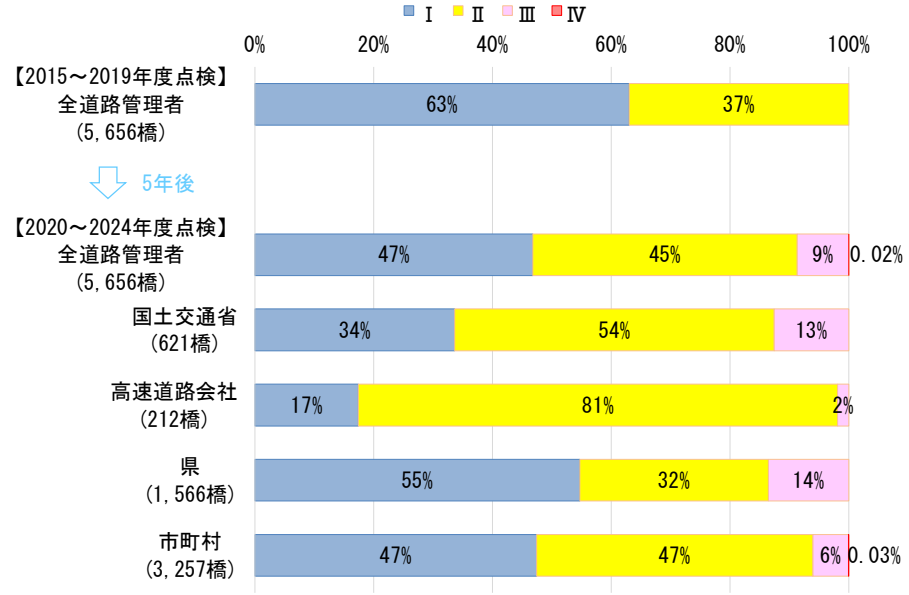


図３－１３　管理者別の判定区分の遷移状況

※（）内は、直近 5 年間（2020～2024 年度）に点検を実施した施設のうち、前回点検を 5 年前（2015～2019 年度）に実施しており、判定区分がⅠまたはⅡで修繕等の措置を講じていない施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

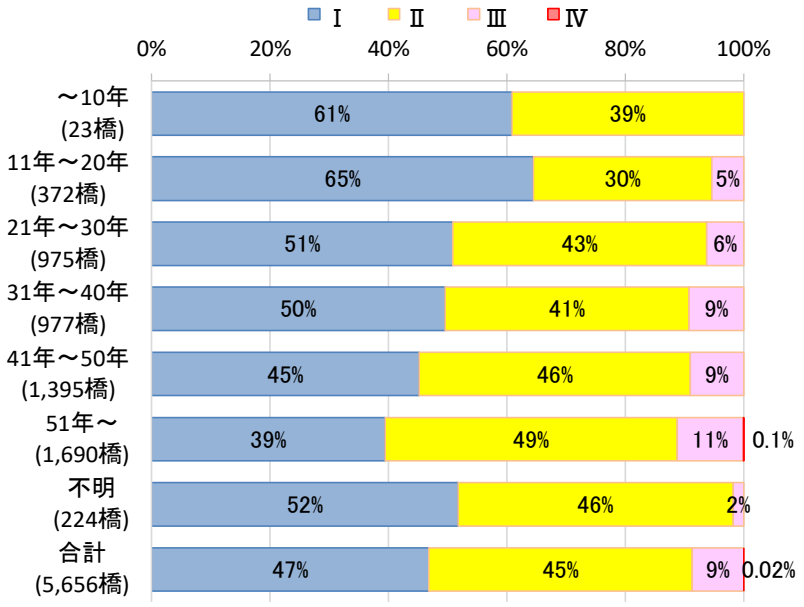


図３－１４　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 12%です。

トンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

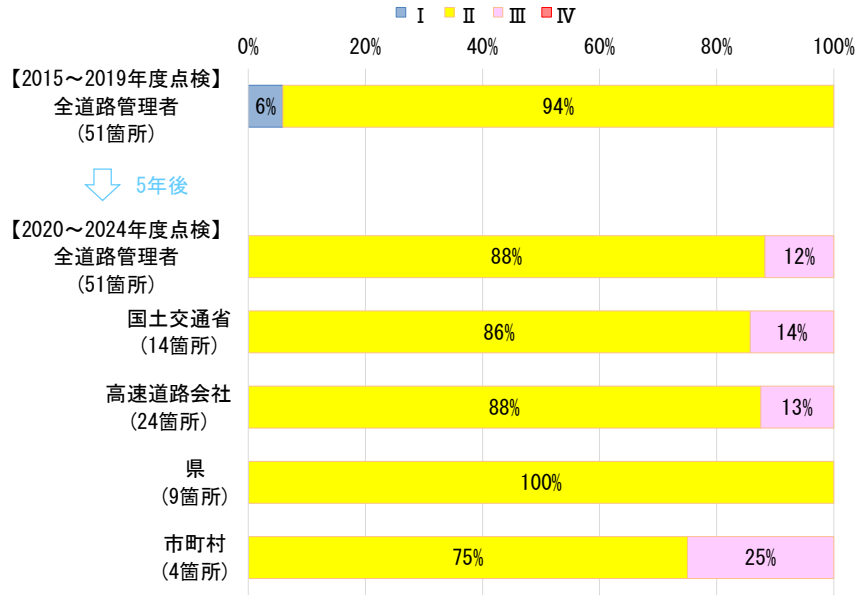


図３－１５　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

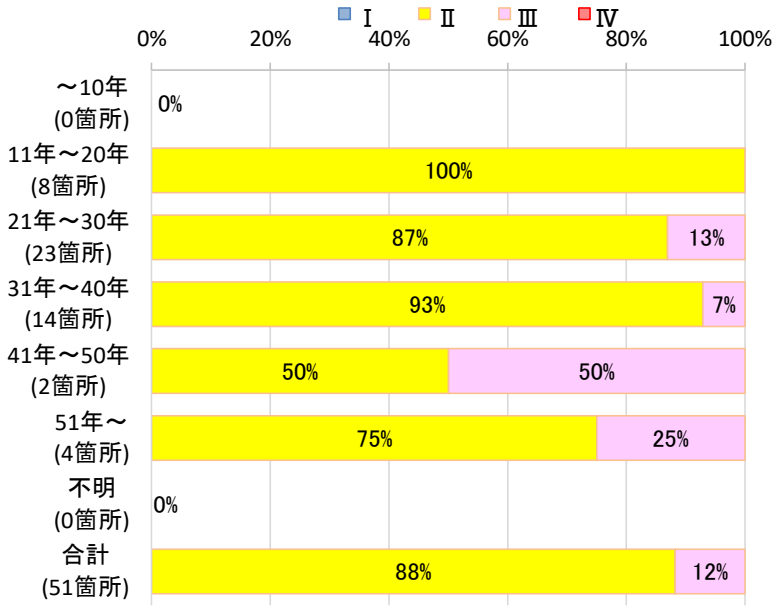


図３－１６　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 7%です。

道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

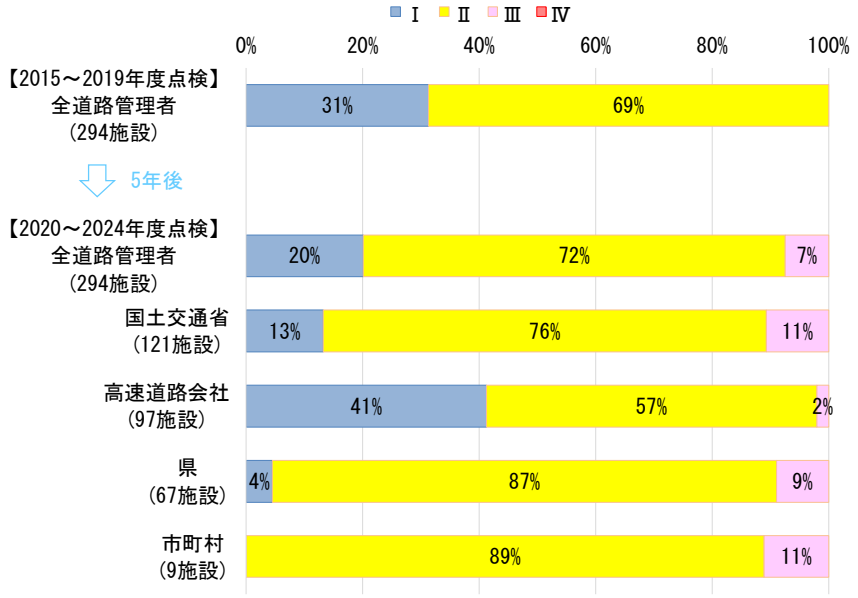


図３－１７　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

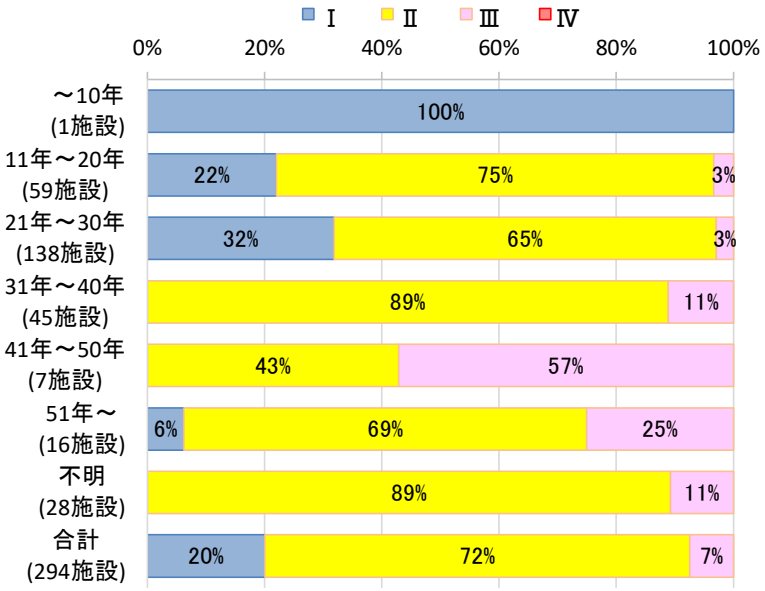


図３－１８　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（４） 過年度点検（2014～2024 年度）判定区分ごとの施設数と割合

①橋梁

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 45%、Ⅱ 43%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は 1,172 橋です。

１巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

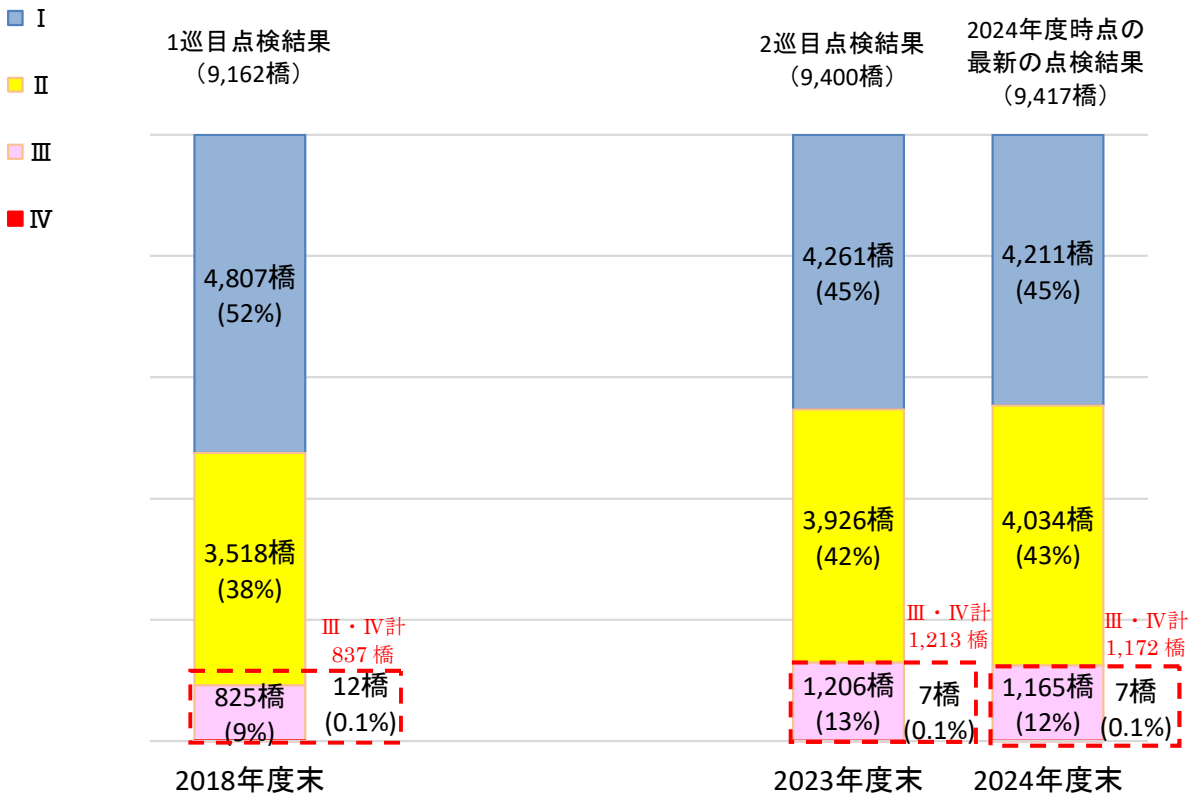


図３－１９　各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 66%、Ⅲ 34%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは 54 箇所です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

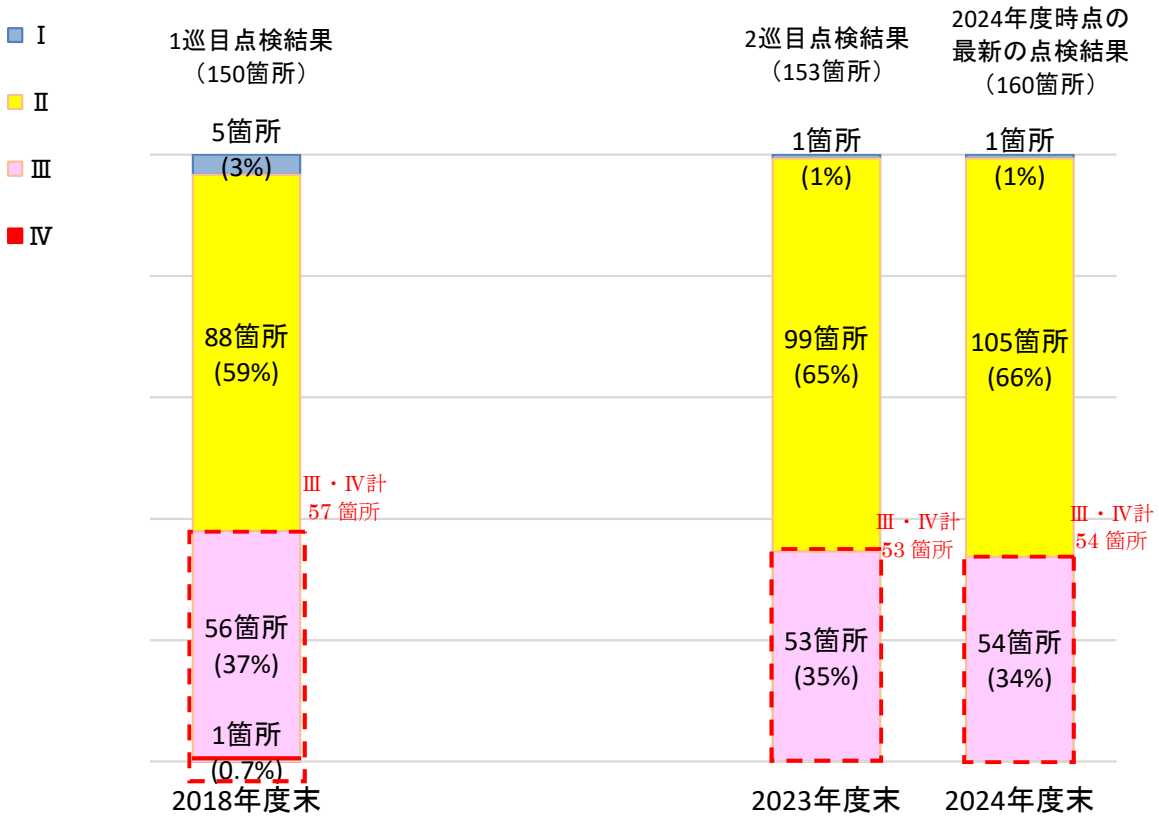


図３－２０　各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 32%、Ⅱ 56%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は 70 施設です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

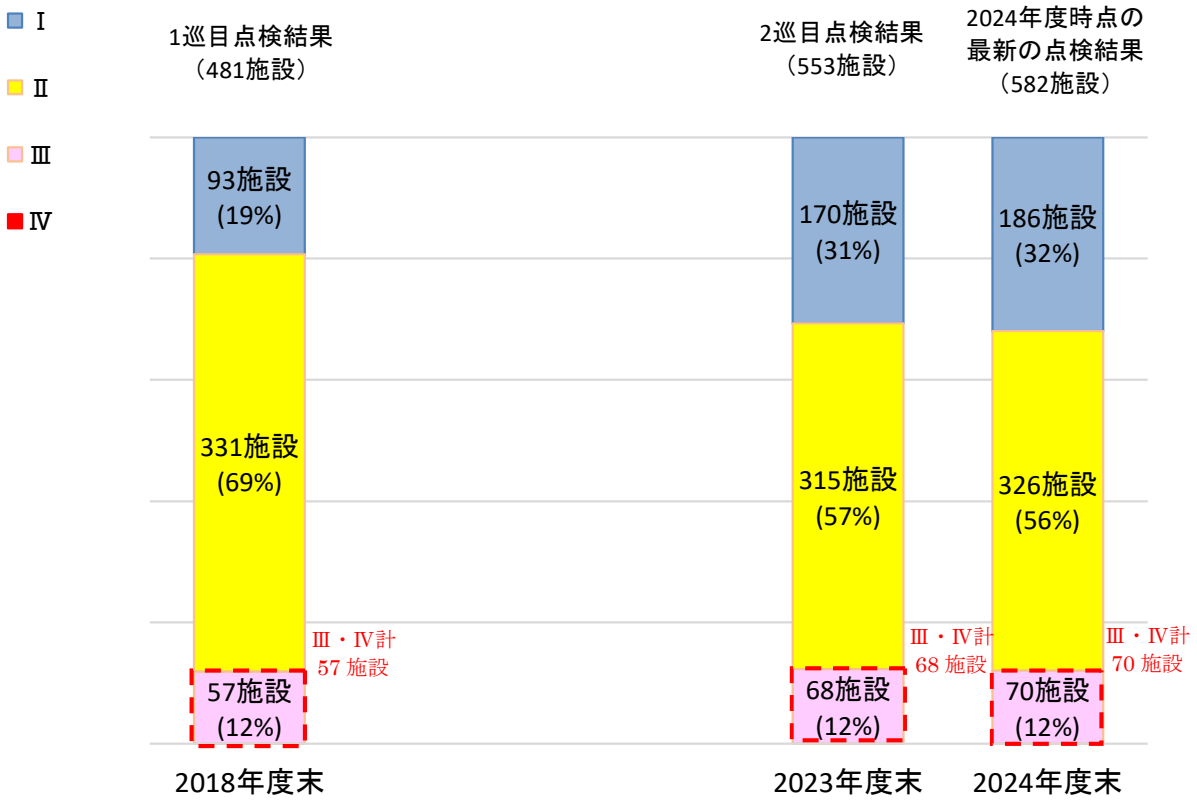


図３－２１　各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

（５） 過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 45%、Ⅱ 43%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 66%、Ⅲ 34%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 32%、Ⅱ 56%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%です。

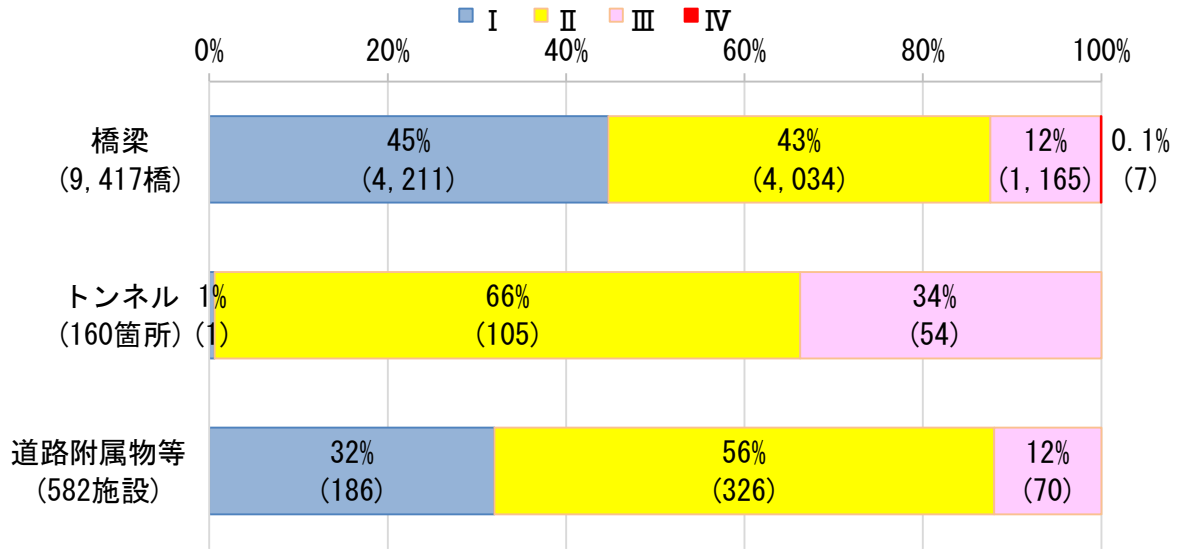


図３－２２　2024 年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（６） 過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（管理者別）

１） 国土交通省

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 34%、Ⅱ 50%、Ⅲ 16%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 62%、Ⅲ 38%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 26%、Ⅱ 59%、Ⅲ 15%、Ⅳ 0%です。

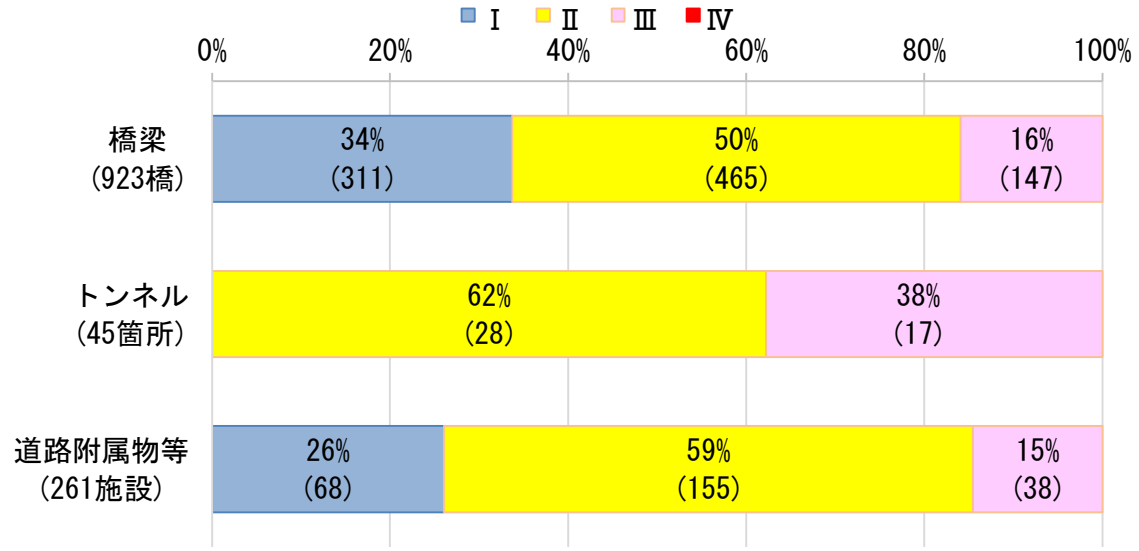


図３－２３　2024 年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

２） 高速道路会社

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 34%、Ⅱ 64%、Ⅲ 2%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 73%、Ⅲ 28%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 63%、Ⅱ 36%、Ⅲ 1%、Ⅳ 0%です。

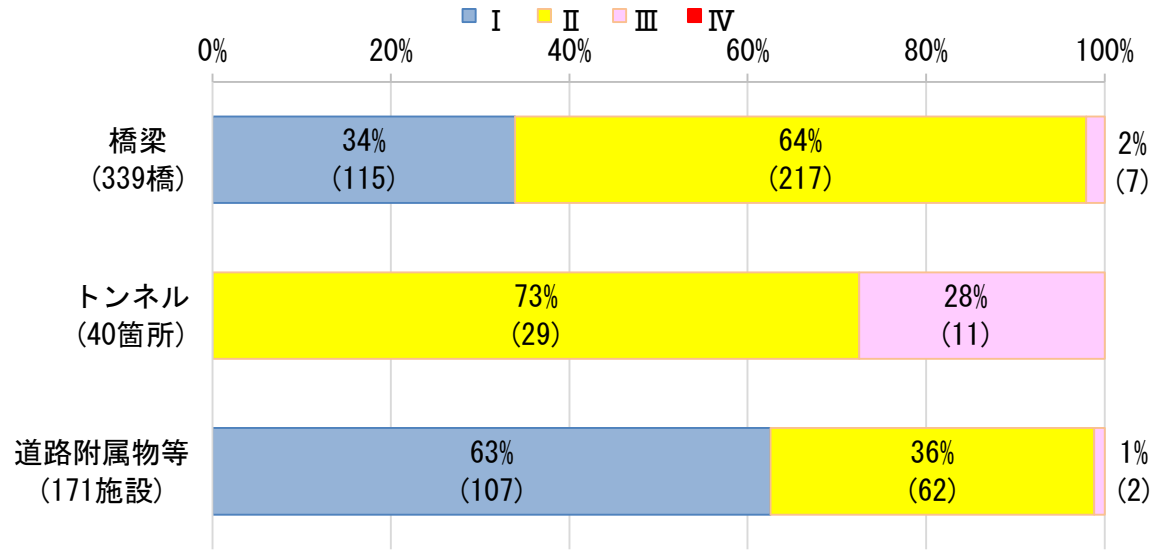


図３－２４　2024 年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

３） 県

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 47%、Ⅱ 33%、Ⅲ 20%、Ⅳ 0.04%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 67%、Ⅲ 33%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 8%、Ⅱ 71%、Ⅲ 21%、Ⅳ 0%です。

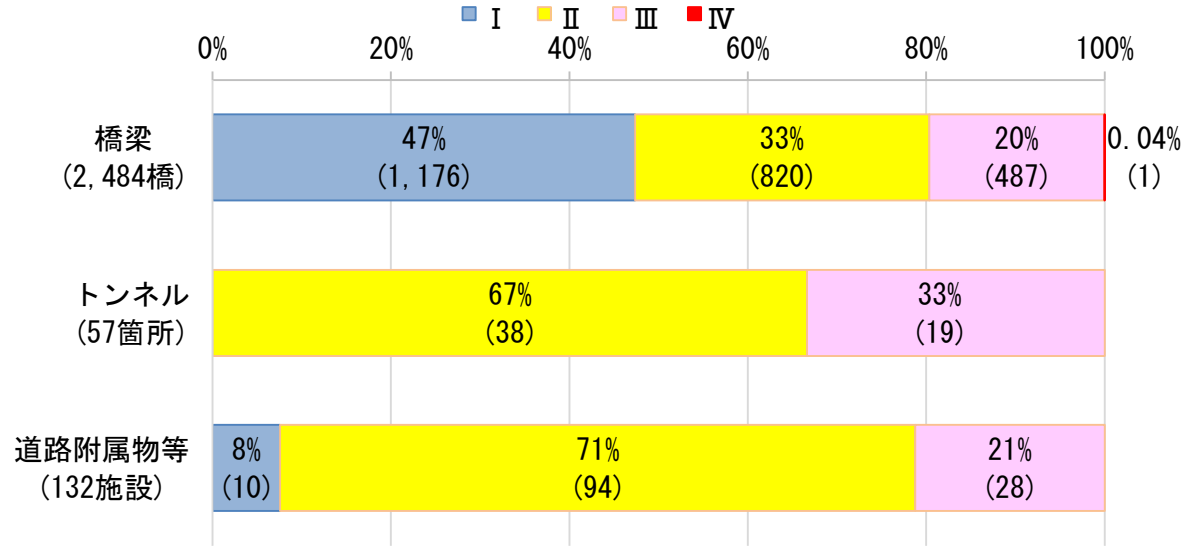


図３－２５　2024 年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

４） 市町村

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 46%、Ⅱ 45%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 6%、Ⅱ 56%、Ⅲ 39%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 6%、Ⅱ 83%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%です。

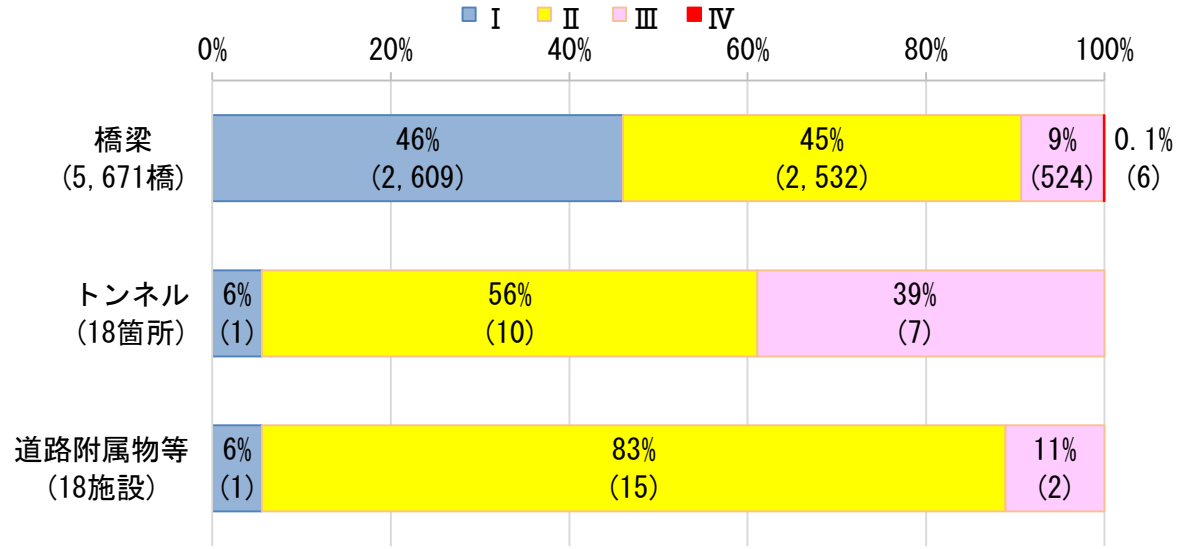


図３－２６　2024 年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

４　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

（１）２巡目点検（2019～2023 年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

〇判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

〇判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

１）判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2024 年度末時点）

２巡目点検（2019～2023 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2024 年度末時点）は、橋梁 70%、トンネル 68%、道路附属物等 63%となっています。

表４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B （B/A）	措置完了済の施設数 C （C/A）
橋梁	1,200	836 (70%)	491 (41%)
トンネル	50	34 (68%)	21 (42%)
道路附属物等	68	43 (63%)	26 (38%)

2025. 3 末時点

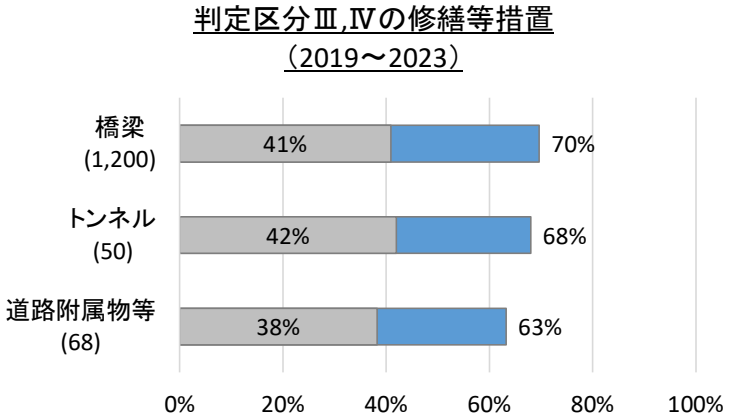


図４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置（2019 年度～2023 年度）

2025. 3 末時点

措置着手率	:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）
措置完了率	:措置が完了した割合（C/A）

①橋梁

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 63%、高速道路会社 100%、地方公共団体 71%です。

完了した割合は、国土交通省 34%、高速道路会社 0%、地方公共団体 42%です。

表４－２　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	142	89 (63%)	48 (34%)	2019	90% 100%
				2020	50% 100%
				2021	30% 46%
				2022	19% 66%
				2023	17% 41%
高速道路会社	3	3 (100%)	0 (0%)	2019	0% 100%
				2020	—
				2021	0% 100%
				2022	—
				2023	—
地方公共団体計	1,055	744 (71%)	443 (42%)	2019	73% 88%
				2020	58% 82%
				2021	38% 74%
				2022	29% 68%
				2023	20% 33%
県	500	401 (80%)	242 (48%)	2019	81% 95%
				2020	74% 95%
				2021	52% 93%
				2022	38% 88%
				2023	8% 17%
市町村	555	343 (62%)	201 (36%)	2019	66% 82%
				2020	48% 73%
				2021	29% 63%
				2022	17% 37%
				2023	35% 53%
合計	1,200	836 (70%)	491 (41%)		41% 70%

2025. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 88%、高速道路会社 0%、地方公共団体 86%です。

完了した割合は、国土交通省 71%、高速道路会社 0%、地方公共団体 41%です。

表４－３　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	17	15 (88%)	12 (71%)	2019	100% 100%
				2020	100% 100%
				2021	57% 100%
				2022	―
				2023	33% 33%
高速道路会社	11	0 (0%)	0 (0%)	2019	―
				2020	0%
				2021	0%
				2022	0%
				2023	0%
地方公共団体計	22	19 (86%)	9 (41%)	2019	―
				2020	―
				2021	80% 100%
				2022	71% 100%
				2023	0% 70%
県	18	18 (100%)	9 (50%)	2019	―
				2020	0%
				2021	80% 100%
				2022	71% 100%
				2023	0% 100%
市町村	4	1 (25%)	0 (0%)	2019	―
				2020	―
				2021	―
				2022	―
				2023	0% 25%
合計	50	34 (68%)	21 (42%)		42% 68%

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

2025. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 51%、高速道路会社 0%、地方公共団体 78%です。

完了した割合は、国土交通省 29%、高速道路会社 0%、地方公共団体 50%です。

表４－４　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	35	18 (51%)	10 (29%)	2019	—
				2020	29% 100%
				2021	0% 100%
				2022	47% 59%
				2023	0%
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	2019	—
				2020	0%
				2021	—
				2022	—
				2023	—
地方公共団体計	32	25 (78%)	16 (50%)	2019	100% 100%
				2020	—
				2021	67% 100%
				2022	100% 100%
				2023	19% 56%
県	30	25 (83%)	16 (53%)	2019	100% 100%
				2020	—
				2021	67% 100%
				2022	100% 100%
				2023	21% 64%
市町村	2	0 (0%)	0 (0%)	2019	—
				2020	—
				2021	—
				2022	—
				2023	0%
合計	68	43 (63%)	26 (38%)		38% 63%

2025. 3 末時点

措置着手率	:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）
措置完了率	:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

（２） ３巡目点検（2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 18%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 2%です。

表４－５　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	26	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
高速道路会社	6	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
地方公共団体計	101	18 (18%)	2 (2%)	2024	2% 18%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
県	45	12 (27%)	0 (0%)	2024	0% 27%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
市町村	56	6 (11%)	2 (4%)	2024	4% 11%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
合計	133	18 (14%)	2 (2%)		2% 14%

2025. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 0%、地方公共団体 50%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、地方公共団体 0%です。

表４－６　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	5	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
高速道路会社	0	0 (–)	0 (–)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
地方公共団体計	2	1 (50%)	0 (0%)	2024	0% 50%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
県	0	0 (–)	0 (–)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
市町村	2	1 (50%)	0 (0%)	2024	0% 50%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
合計	7	1 (14%)	0 (0%)		0% 14%

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

2025. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 50%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 0%です。

表４－７　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	3	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
地方公共団体計	2	1 (50%)	0 (0%)	2024	0% 50%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
県	2	1 (50%)	0 (0%)	2024	0% 50%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
市町村	0	0 (–)	0 (–)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
合計	6	1 (17%)	0 (0%)		0% 17%

2025. 3 末時点

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（３） 過年度点検（2014～2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 46%、高速道路会社 14%、地方公共団体 62%です。

完了した割合は、国土交通省 20%、高速道路会社 0%、地方公共団体 33%です。

表４－８　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 D (D/A)
国土交通省	147	68 (46%)	29 (20%)	79 (54%)
高速道路会社	7	1 (14%)	0 (0%)	6 (86%)
地方公共団体系	1,018	636 (62%)	341 (33%)	382 (38%)
県	488	360 (74%)	197 (40%)	128 (26%)
市町村	530	276 (52%)	144 (27%)	254 (48%)
合計	1,172	705 (60%)	370 (32%)	467 (40%)

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 59%、高速道路会社 0%、地方公共団体 85%です。

完了した割合は、国土交通省 41%、高速道路会社 0%、地方公共団体 42%です。

表４－９　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B （B/A）	うち完了 C （C/A）	未着手施設数 D （D/A）
国土交通省	17	10 （59%）	7 （41%）	7 （41%）
高速道路会社	11	0 （0%）	0 （0%）	11 （100%）
地方公共団体計	26	22 （85%）	11 （42%）	4 （15%）
県	19	19 （100%）	10 （53%）	0 （0%）
市町村	7	3 （43%）	1 （14%）	4 （57%）
合計	54	32 （59%）	18 （33%）	22 （41%）

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 47%、高速道路会社 0%、地方公共団体 73%です。

完了した割合は、国土交通省 26%、高速道路会社 0%、地方公共団体 40%です。

表４－１０　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 D (D/A)
国土交通省	38	18 (47%)	10 (26%)	20 (53%)
高速道路会社	2	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)
地方公共団体計	30	22 (73%)	12 (40%)	8 (27%)
県	28	22 (79%)	12 (43%)	6 (21%)
市町村	2	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)
合計	70	40 (57%)	22 (31%)	30 (43%)

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

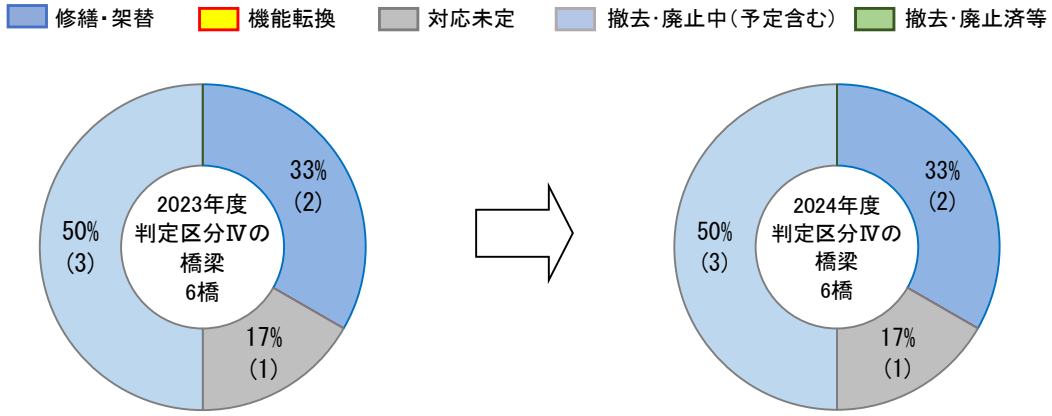
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（４） 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2024 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2023 年度末時点の 6 橋から変わらず、内 2 橋は修繕・架替、1 橋は対応未定、3 橋は撤去・廃止中となっております。またトンネル及び道路附属物等が、2024 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（予定含む）



（５） 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅱの修繕事例（橋梁）

施 設 名：滑川橋（なめかわはし）　上り線
管 理 者：東日本高速道路㈱　東北支社
路 線 名：山形自動車道
位　　置：山形県山形市
建 設 年：1991 年（平成 3 年）
主な損傷：床版のうき・はく離・鉄筋の露出



【全景】滑川橋（上り線）



【損傷】床版のうき・はく離・鉄筋露出



【対策】断面修復

---

②判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施 設 名：新野川橋（しんのがわばし）（下）
管 理 者：国土交通省
　　山形河川国道事務所
路 線 名：国道 13 号
位　　置：山形県東根市
建 設 年：1983 年（昭和 58 年）
主な損傷：支承本体の腐食など



【全景】新野川橋（下）



【損傷】支承本体の腐食



【対策】支承防錆工

施 設 名：第2赤滝橋（だい あかたきばし）
管 理 者：国土交通省
　　山形河川国道事務所
路 線 名：国道 48 号
位　　置：山形県東根市
建 設 年：1967 年（昭和 42 年）
主な損傷：主桁変形、欠損など



【全景】第 2 赤滝橋



【損傷】主桁欠損



【対策】当て板補修

施 設 名：臥竜大橋（がりゅうおおはし）
管 理 者：国土交通省
　　山形河川国道事務所
路 線 名：国道 112 号
位　　置：山形県寒河江市
建 設 年：1998 年（平成 10 年）
主な損傷：床版のうき



【全景】臥竜大橋



【損傷】床版のうき



【対策】床版打ち替え

施 設 名：岩菅沢橋（いわすげさわばし）
管 理 者：国土交通省
　　酒田河川国道事務所
路 線 名：国道 112 号
位　　置：山形県鶴岡市
建 設 年：1978 年（昭和 53 年）
主な損傷：下横構（第 1 径間）
　　腐食・変形・欠損
　　排水管（第 1・2 径間）
　　腐食・変形



【全景】岩菅沢橋



【損傷】第 1 径間 A1　腐食



【対策】ガセットプレート部分交換

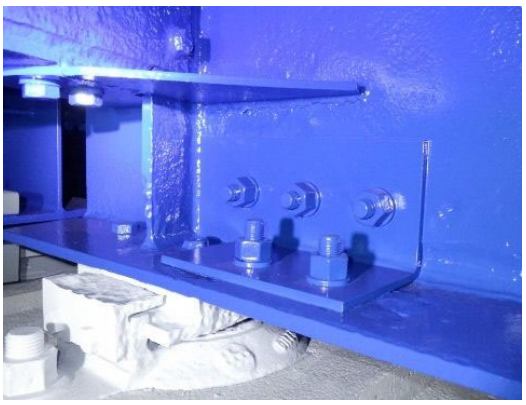
施 設 名：宝永橋（ほうえいばし）
管 理 者：山形県
路 線 名：一般国道 345 号
位　　置：山形県酒田市
建 設 年：1981 年（昭和 56 年）
主な損傷：主桁の腐食・亀裂



【全景】宝永橋



【損傷】主桁の腐食、減肉



【対策】当て板補修

施 設 名：荒倉橋（あらくらばし）
管 理 者：山形県
路 線 名：主要地方道藤島由良線
位　　置：山形県鶴岡市
建 設 年：1991 年（平成 3 年）
主な損傷：橋脚のひびわれ・うき、
　　主桁のうき



【全景】荒倉橋



【損傷】橋脚のひびわれ、剥離

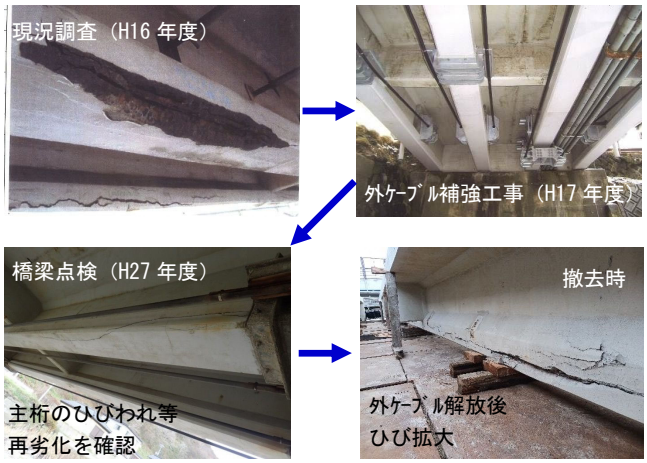


【対策】断面修復

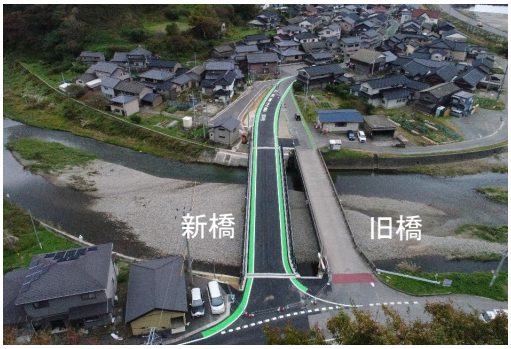
施 設 名：岩川橋（いわかわはし）
管 理 者：鶴岡市
路 線 名：市道沢山木揚場線
位　　置：山形県鶴岡市
建 設 年：1965 年（昭和 40 年）
主な損傷：主部材である主桁および橋脚
　　の塩害によるひびわれ、鉄筋
　　露出



【全景】岩川橋



【損傷】



【対策】更新
※旧橋は現在撤去

③判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施 設 名：沼沢（ぬまざわ）トンネル
管 理 者：国土交通省
　　山形河川国道事務所
路 線 名：国道 113 号
位　　置：山形県西置賜郡小国町
建 設 年：1974 年（昭和 49 年）
主な損傷：漏水



【全景】沼沢トンネル



【損傷】漏水



【対策】線導水設置

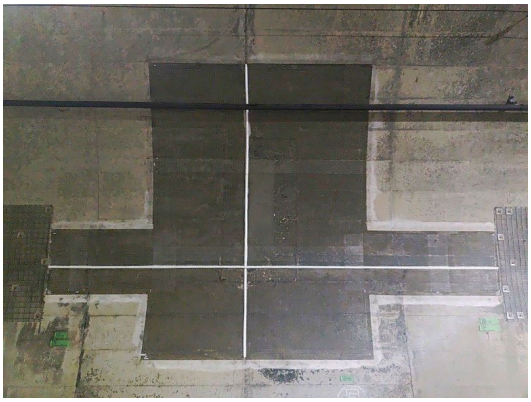
施 設 名：田麦俣（たむぎまた）トンネル
管 理 者：国土交通省
　　酒田河川国道事務所
路 線 名：国道 112 号
位　　置：山形県鶴岡市
建 設 年：1972 年（昭和 47 年）
主な損傷：シートの破損、Co うき



【全景】田麦俣トンネル



【損傷】右アーチ部 シートはがれ、Co うき



【対策】連続繊維シート接着

④判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施 設 名：蔵岡(くらおか)1号(ごう)スノーシェッド
管 理 者：国土交通省
　　山形河川国道事務所
路 線 名：国道 47 号
位　　置：山形県最上郡戸沢村
建 設 年：1970 年（昭和 45 年）
主な損傷：鋼材（頂板、主梁）の腐食



【全景】蔵岡 1 号スノーシェッド



【損傷】頂板の腐食、欠損



【対策】頂板の当て板補修

⑤判定区分Ⅲの修繕事例（横断歩道橋）

施 設 名：今泉横断歩道橋(いまいずみおうだんほどうきょう)
管 理 者：山形県
路 線 名：国道 113 号
位　　置：山形県長井市
建 設 年：1970 年（昭和 45 年）
主な損傷：主桁・横桁・床板等の腐食、
　　変形



【全景】今泉横断歩道橋



【損傷】横桁の腐食



【対策】横桁取替

５　道路メンテナンス会議の取り組み

山形県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁･トンネル等の定期的な点検がスタートした 2014 年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、山形県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



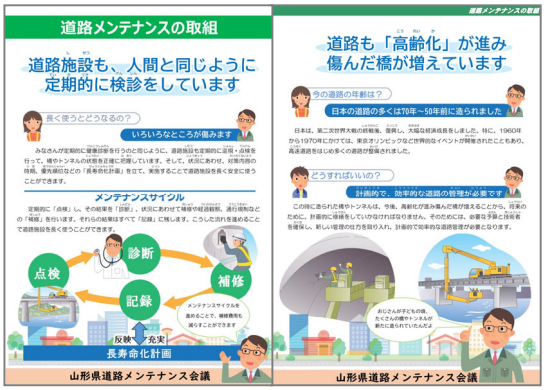
現地研修（橋梁点検編）



現地研修（新技術活用編）



老朽化対策パネル展示
（県庁及び道の駅）



老朽化対策パネル（全 9 パネル）

山形県道路メンテナンス会議（構成機関）

山形県県土整備部道路保全課
山形県村山総合支庁建設部道路課
山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課
山形県村山総合支庁建設部北村山道路計画課
山形県最上総合支庁建設部道路計画課
山形県置賜総合支庁建設部道路計画課
山形県置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課
山形県庄内総合支庁建設部道路計画課
山形市都市整備部道路整備課・道路維持課
上山市建設課
天童市建設部建設課
山辺町建設課
中山町建設課
寒河江市建設管理課
河北町都市整備課
西川町建設水道課
朝日町建設水道課
大江町建設水道課
村山市建設課
東根市建設部建設課
尾花沢市建設課
大石田町建設課
新庄市都市整備課
金山町環境整備課
最上町建設水道課
舟形町地域整備課
真室川町建設課
大蔵村地域整備課
鮭川村農村整備課
戸沢村建設水道課
米沢市建設部土木課
南陽市建設課
高畠町建設課
川西町地域整備課
長井市建設課
小国町地域整備課
白鷹町建設課
飯豊町地域整備課
鶴岡市建設部土木課
酒田市建設部土木課
三川町建設環境課
庄内町建設課
遊佐町地域生活課
東日本高速道路(株)東北支社
東北地方整備局道路部
東北地方整備局山形河川国道事務所
東北地方整備局酒田河川国道事務所
（オブザーバー）
（公財）山形県建設技術センター

会　長　東北地方整備局山形河川国道事務所長
副会長　山形県県土整備部道路保全課長
事務局　山形県県土整備部道路保全課
　　東北地方整備局道路部
　　東北地方整備局山形河川国道事務所
　　東北地方整備局東北技術事務所
　　東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口（事務局）

〇山形県県土整備部道路保全課　道路メンテナンス担当
　電話０２３－６３０－２６０８
〇東北地方整備局山形河川国道事務所　道路管理第二課　道路メンテナンス担当
　電話０２３－６８８－８９４４（道路管理第二課　直通）